

オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）

I. 経営陣によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいう。
- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは、金融機関全体として総合的に、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減することをいう。
- ・ 金融機関におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、取締役会等の経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自主的に率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を検証するに当たっては、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法（基礎的手法、粗利益配分手法も含む。）の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が構築されているかを検証することが重要である。

なお、金融機関が採用すべきオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法の種類や水準は、金融機関の業務の多様性、直面するオペレーショナル・リスクの複雑さ、戦略目標の内容等によって決められるべきものであり、複雑又は高度なオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。

- ・ 検査官は、①方針の策定、②規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II. 以降のチェック項目の検証において個別の問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を重視しているか。特に担当取締役は、オペレーショナル・リスクの所在、オペレーショナル・リスクの種類・特性及びオペレーショナル・リスクの測定・モニタリング・管理等の手法並びにオペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関のオペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況を的確に認識し、適正なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。

②【オペレーショナル・リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討を行い、関連部署等に一任することなく、オペレーショナル・リスク管理に関する方針（以下「オペレーショナル・リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理に関する取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 当該金融機関におけるオペレーショナル・リスクの定義
- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理に関する部門（以下「オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門」という。）の設置及び権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ オペレーショナル・リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備】

取締役会等は、オペレーショナル・リスク管理方針に則り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理に関する取り決めを明確に定めた内部規程（以下「オペレーショナル・リスク管理規程」という。）をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）

に策定・周知させているか。取締役会等は、オペレーショナル・リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、オペレーショナル・リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に則り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。¹
- (ii) 取締役会は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか²。
- (iv) 取締役会等は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門から各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、各業務部門（各リスク管理部門を含む。）に、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知し、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、管理者に、各業務部門が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。
- (ii) 取締役会等は、管理者又はオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を通じ、各業務部門において、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の担当者を配置し、管理者と連携させる等の工夫が望ましい。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

¹ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署がオペレーショナル・リスクの総合的な管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者がオペレーショナル・リスクの総合的な管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

² 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、利益相反等の問題を生じない合理的なものとなっているか否かを検証する。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定し、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。³

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、オペレーショナル・リスクの総合的な管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。

⑦【規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【オペレーショナル・リスクの総合的な管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全てのオペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関する情報に基づき、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況を的確に分析し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討しているか。

②【原因の検証】

取締役会等は、上記①の分析・評価を通じ、何らかの問題点があると認められた場合、その原因となる態勢上の弱点を適切に検証しているか。また、必要に応じ、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

③【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

³ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものと解してはならず、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではない。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検討の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

② 【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③ 【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及びオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅱ. の各チェック項目の検証において個別の問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. 管理者の役割・責任

① 【オペレーショナル・リスク管理規程の整備】

管理者は、オペレーショナル・リスクの所在や種類及びオペレーショナル・リスクの総合的な管理手法を十分に理解し、オペレーショナル・リスク管理方針に沿って、オペレーショナル・リスクの特定、評価、モニタリングの方法を決定し、これに基づいたオペレーショナル・リスクのコントロール及び削減に関する取り決めを明確に定めたオペレーショナル・リスク管理規程を策定しているか。オペレーショナル・リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【オペレーショナル・リスク管理規程の内容】

オペレーショナル・リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、当該リスクの管理に必要な取り決めに網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の点について、明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の役割・責任に関する取り決め
- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門において、事務リスク管理部門及びシステムリスク管理部門等（以下「各オペレーショナル・リスク管理部門」という。）を総合的に管理する態勢に関する取り決め
- ・ 取締役会等及び監査役に報告する態勢に関する取り決め
- ・ オペレーショナル・リスクの定性的なリスク管理手法に関する取り決め
- ・ オペレーショナル・リスクの定量化の対象範囲及びその手法に関する取り決め

- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に対する損失事象の報告態勢に関する取り決め
- ・ 粗利益配分手法を採用している場合、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」（以下「告示」という。）別表第一の業務区分に粗利益を配分する際の手順及び当該手順を見直す基準に関する取り決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に基づき、適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理を行うため、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、新規商品、新規業務及び新規外部委託等（以下「新規商品等」という。）に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。
- (iv) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合う、信頼度の高いオペレーショナル・リスク管理システムを整備しているか。
- (v) 管理者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるための研修態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vi) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える一切の事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

④【見直し】

管理者は、継続的にオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施するとともに、定期的に又は必要に応じて随時、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の実効性を検証し、必要に応じてオペレーショナル・リスク管理規程及び組織体制を見直しているか。

2. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の役割・責任

(1) 特定・評価

①【オペレーショナル・リスクの特定】

- (i) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて各業務部門が把握したデータ等を取得しているか。

- (ii) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクがあらゆる部署で顕在化する可能性があるという特性を理解した上で、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき、当該金融機関の業務運営上で悪影響を与える内外の要因を幅広く特定しているか。
- (iii) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、新規商品等に加え、新システムの導入、海外拠点・子会社での業務開始を行う場合には、オペレーショナル・リスクを特定しているか。

②【オペレーショナル・リスクの評価・分析】

- (i) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、スコアリング（C S A等）、財務・経営指標等により、オペレーショナル・リスクを適切に評価しているか。
- (ii) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクの評価を行う過程で、オペレーショナル・リスク損失事象の発生原因を分析し、当該金融機関に潜在する脆弱性を把握しているか。

③【オペレーショナル・リスクの定量（計量）化】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切にオペレーショナル・リスクの定量（計量）化を行っているか。

- (i) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、定量化手法として財務諸表の指標（粗利益、経費等）等に一定の掛目を掛けてオペレーショナル・リスク量を算出する場合、使用する指標の種類や掛目の水準を合理的に設定しているか。
また、スコアリング手法等により、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直しているか。
- (ii) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスク計量手法を利用している場合は、本チェックリストⅢ．２の各項目に留意しているか。

(2) モニタリング

①【オペレーショナル・リスクのモニタリング】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、当該金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境や外部環境に照らし、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程等に基づき、適切な頻度でオペレーショナル・リスクをモニタリングしているか。

②【問題点の是正】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、定期的なモニタリングを行うことにより、オペレーショナル・リスクの総合的な管理方法に問題点がないかを

確認しているか。問題点を把握した場合には適切な措置を講じているか。

③【取締役会等への報告】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、取締役会等に対して、定期的に又は必要に応じて随時、報告を行っているか。

また、当該報告は、重要な事象を網羅し、具体的かつ正確に行われているか。

④【各オペレーショナル・リスク管理部門への還元】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、必要に応じて、オペレーショナル・リスクの状況について、関連する各オペレーショナル・リスク管理部門に評価・分析及び検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール及び削減

①【オペレーショナル・リスクのコントロール】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、評価された重要なオペレーショナル・リスクに係るコントロール方法について、取締役会等が意思決定できる情報を報告しているか。

②【オペレーショナル・リスクの削減】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクを削減する方策（保険契約等を含む）を実施する場合、新たなリスクの発生に注意を払っているか。

(4) 【検証・見直し】

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、業務環境の変化、リスク・プロファイルの変化及びオペレーショナル・リスクの評価方法の限界及び弱点を把握し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なオペレーショナル・リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅲ. の各チェック項目の検証において個別の問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出の適正性

(1) 【基礎的手法及び粗利益配分手法を採用している場合の検証項目】

外部委託の費用に該当しないものを役務取引等費用から除くか否かを決定し、役務取引等費用から除くことになった場合には、外部委託の費用に当たるものを判別する基準を策定しているか。

(2) 【粗利益配分手法を採用している場合の検証項目】

- ① 全ての業務から発生する粗利益について、相互に重複することなく告示別表第一の業務区分に粗利益を配分する手順に基づき算出されているか。
- ② 告示別表第一のある業務区分に係る業務区分配分値（業務区分に応じ、別表第一に掲げる掛目を乗じて得た額）が負の値である場合に、当該業務区分配分値を他の業務区分に係る業務区分配分値のうち正の値であるものと相殺するか否かを決定し、相殺することになった場合には、客観的に判別できるようにしているか。
- ③ 信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を算出する際に用いる基準に告示別表第一と類似の区分がある場合は、両者の区分は整合的になっているか。また、両者の区分が整合的になっていない場合には、その理由を明文化しているか。
- ④ 告示別表第一の各業務区分に含まれている業務に付随する業務に当たるか否かを判別する客観的な基準及び複数の業務区分に含まれている業務に付随する業務がある場合には、当該付随する業務の粗利益を配分する基準を策定しているか。
- ⑤ ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合、当該業務の名称及び配分できない理由を明確にしているか。
- ⑥ 告示別表第一の複数の業務区分に粗利益を配分する基準は、財務会計又は管理会

計に基づき策定されているか。

2. オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合の検証項目

(1) 【オペレーショナル・リスク計量態勢の確立】

- (i) オペレーショナル・リスク計量態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。
- (ii) オペレーショナル・リスク管理方針のもとで、オペレーショナル・リスク計量手法（モデル）の位置づけを明確に定め、以下のようなことを把握した上で運営しているか。また、連結対象となる子会社に対しても問題がないか確認しているか。
 - イ. 当該金融機関の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル
 - ロ. イを踏まえたオペレーショナル・リスク計量手法の基本設計思想
 - ハ. ロに基づいたオペレーショナル・リスクの特定と計量（範囲、手法及び前提条件等）
 - ニ. ハから生じるオペレーショナル・リスク計量手法の特性（限界及び弱点）及び妥当性
 - ホ. ニを検証するための検証手法の内容
- (iii) オペレーショナル・リスク計量手法で算出された結果を踏まえ、リスク資本の配賦の方針を策定しているか。オペレーショナル・リスク計量対象外のリスクがある場合には、計量対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクに対しても十分なリスク資本を配賦しているか。

(2) 取締役等及び取締役会の適切な関与

① 【取締役等のオペレーショナル・リスク計量手法への理解】

- (i) 取締役及び取締役会は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性を認識して経営資源を投入しているか。
- (ii) 取締役は、オペレーショナル・リスク計量手法及びリスク資本の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。
- (iii) オペレーショナル・リスク管理担当取締役は、当該金融機関の業務内容に必要とされるオペレーショナル・リスク計量手法の内容（基本的な考え方、計量手法及び前提条件等）を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。
- (iv) 取締役等は、研修を受ける等、オペレーショナル・リスク計量手法について理解を深めているか。

② 【オペレーショナル・リスクの総合的な管理への取組態勢】

取締役及び取締役会は、オペレーショナル・リスク計量手法によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理に積極的に関与するとともに、当該業務に必要な態勢整備を行っているか。

(3) 監査

①【監査プログラムの整備】

オペレーショナル・リスク計量手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

②【内部監査の監査範囲】

内部監査において、以下の点について監査を行っているか。

- ・ オペレーショナル・リスク管理態勢及びそのプロセスは適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理プロセスにおける変更内容の計量手法への適切な反映
- ・ オペレーショナル・リスク計量手法によって捉えられる計量対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ オペレーショナル・リスク計量手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- ・ オペレーショナル・リスク計量手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性

③【監査結果の活用】

監査の結果を踏まえて、オペレーショナル・リスク計量手法を適切に見直しているか。

(4) 【オペレーショナル・リスク計量手法に関する記録】

オペレーショナル・リスク計量手法の基本設計思想・方針を明確化し、計量手法、前提条件等を選択する際の検討過程、決定根拠について、事後の検証や研究を容易にする等のために詳細な記録等を保存し、継承できる態勢を構築しているか。

(5) オペレーショナル・リスクの計量

①【統一的な尺度によるオペレーショナル・リスク量の計量】

オペレーショナル・リスク量を、各種オペレーショナル・リスクに共通した統一的な尺度で定量的に把握しているか。統一的な尺度は、全ての必要なオペレーショナル・リスク要素を把握・計量していることが望ましいが、仮に、統一的な尺度で十分な把握・計量を行っていないオペレーショナル・リスクが存在している場合には、これを計量する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

オペレーショナル・リスク量の計量は、例えば、統計的手法を用いたV a R法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

②【計量手法の適切性】

計量手法として個々のオペレーショナル・リスク損失事象を統計的に処理することで一定の信頼水準における最大損失額をオペレーショナル・リスク量として算出する場合、以下の点に留意しているか。

- ・ 内部損失事象を適切に把握しているか。また、外部情報や業務プロセス等の評価結果から策定したシナリオについても損失事象として考慮しているか。
- ・ 信頼水準及び保有期間の設定は適切ものとなっているか。
- ・ 低頻度高額損失事象を適切に捕捉した合理的な計量手法となっているか。

③【計量手法等の検証態勢及び管理態勢】

オペレーショナル・リスク計量手法及び前提条件等については、各業務部門から独立した他の組織（例えば、内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を定期的に検証しているか。仮に、計量手法及び前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、計量手法及び前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制・規定を整備し、その定められた規定等に従って適切に計量手法の管理を行っているか。なお、各計量手法については、定期的に見直すことが望ましい。

(6) 外部業者が開発したオペレーショナル・リスク計量システム

①【オペレーショナル・リスク計量態勢の適切性】

- (i) 金融機関の担当者は、計量手法に関する知識を十分持ち、オペレーショナル・リスク計量システムのモデル化の過程について理解しているか。
- (ii) 金融機関のオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門及び内部監査部門は、自ら計量手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか。

②【オペレーショナル・リスク計量手法の適正性】

- (i) 計量手法に関してブラックボックスの部分はないか。
- (ii) 外部データ、自行データ、シナリオデータの整合性、正確性は確保されているか。
- (iii) 金融機関の業務の規模・特性、リスク・プロファイルに見合った計量手法が選択されているか。

③【オペレーショナル・リスク計量システム開発業者の管理】

- (i) 継続的なシステム運用ができる及びシステムの高度化・精緻化に向けた取り組みが可能なシステム開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。
- (ii) オペレーショナル・リスク計量のユーザーに対するサポート体制（研修・コンサルティング・保守）が十分な開発業者を選定しているか。

- (iii) システム開発業者における計量手法の妥当性の検証状況について、定期的に報告を受けられる態勢となっているか。